

●香川県選挙管理委員会告示第43号

平成27年4月12日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により、投票を行わないこととなった選挙区が生じたので、平成27年香川県選挙管理委員会告示第36号（香川県議会議員選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行う選挙区）の一部を次のように改正する。

平成27年4月3日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
開票の事務を選挙会の事務に併せて行う選挙区 丸亀市選挙区 さぬき市選挙区 東かがわ市選挙区 木田郡選挙区	開票の事務を選挙会の事務に併せて行う選挙区 丸亀市選挙区 <u>善通寺市選挙区</u> <u>観音寺市選挙区</u> さぬき市選挙区 東かがわ市選挙区 <u>三豊市選挙区</u> 木田郡選挙区 <u>綾歌郡選挙区</u> <u>仲多度郡第二選挙区</u>